　　　　　　　　　　電話機器の更新に係る仕様書（１）

１　納入期日　令和５年12月15日まで

　　※納品準備ができ次第、早い時期の納品を希望します。

２　設置場所

　　公立学校共済組合津宿泊所（津市新町１丁目６番28号）

３　業務内容

　電話交換機を新設し、１階事務所の多機能電話機を新設した電話交換機に対応するものに取替を行う。また、その他のホテル等既存の端末電話機は内線専用として現行のまま利用できるようにする。

４　電話機器の更新仕様書

【電話交換機】

　◎当施設の電子端子盤に収まること。電話交換機の設置において改修が必要であるとき

　　は見積書に改修費も含めること。

　◎回線については現行の回線（ひかり電話オフィスエース）を使用する。

　　※ただし、消防通報電話の関係で下記059-226-3185はアナログ回線であること。

　◎外線は８回線以上使用できること。

　　○使用する外線（４番号）

　　　059-227-3291（２回線・ひかり電話のオフィスエース） 事務所代表電話

　　　059-227-6159（１回線・ひかり電話のオフィスエース）

　　　　　　　　　　 　営業（２Ｆパントリー222）　ダイヤルin

　 059-227-6230（１回線・ひかり電話のオフィスエース）　総務課350 ダイヤルin

　 059-227-6260（１回線・ひかり電話のオフィスエース）　和食厨房371　ダイアルin

　　　※「059-226-3185（１回線・アナログ回線） ＦＡＸ・消防通報電話」は単独回線で

　　　　　あるため工事対象外

　 ○下記の外線を削除する。

　　　059-227-6193（ＩＳＤＮ）　日立リモート

　 059-227-6255（ひかり電話のオフィスエース）　レストラン372　ダイアルin

　 059-213-7360（ＩＳＤＮ）　クレジット

　　　　　　　　　　※現在クレジット回線はケーブルを利用している。

　 059-227-6385（ひかり電話のオフィスエース）　洋食370　　ダイアルin

　◎スマートフォンは使用しない。

　◎電話交換機に１着信以上の音声応答用の機能があること（メッセージが流せること）。

　　もしくは現行の留守番電話を使用し一着信以上の応答ができること（留守番電話に吹

　　き込んだメッセージが流せること）。

　◎内線61回線（多機能電話機９台、既存端末電話機52台（内線専用）　詳細は下記）

　◎配線は既設流用可

　◎撤去・処分費も見積りに含めること。

【多機能電話機】

　◎現行の12ボタン以上の機能をもつこと。

　◎すべての多機能電話機にナンバーディスプレイを付ける。

　◎着信の内線番号も表示させる。

　◎４Ｆ・５Ｆ・６Ｆの客室に059-227-3291の多機能電話機からモーニングコールが設定

　　できること。

　◎多機能電話機　計9台　子機3台

　　　（内訳）

　　　059-227-3291 代表電話

　　　　　　　　　　　　販売促進課　４台(321、352、353、354)　子機２

　　　　　　　　　　　　フロント　　１台 (9)

　　　　　　　　　　　　サロン　　　１台（360）

　　　059-227-6159 　　料飲課（２Ｆパントリー）　１台（222）

　 059-227-6230　　　総務課 　　１台(350)　　子機１台

　 059-227-6260　　　和食厨房　　１台（371）　壁掛け

　　　　　　　　※（　　）内は内線番号。内線番号は現行のものをなるべく踏襲する。

　　◎２階パントリー・フロントの多機能電話機２台はコードレス電話機にする。

　　　　　※受話器がコードレスタイプ

【ホテル等の既存端末電話機】

◎現行の端末電話機を使用する。

◎内線利用専用とする。

◎宿泊システムへの連動及び課金なし。

◎計49回線を現行のまま使用する。内線番号も踏襲する。

（内訳）

１階　宿直室(398)、レストラン(373)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　計２台

２階　高砂(202)、末広(201)、桐(204)、葵(205)、特別室（203）、２階裏導線(223)　計６台

３階　３階パントリー（333）、紅葉（301）、菖蒲（302）、鴛鴦（303）　　　　　 計4台

４階　４階パントリー(444)、ふよう(401)、ききょう(402)、りんどう(403)、あじさい(404)、

　　　美容室(420)、神殿控室(423)、写真室(422)、あのつ(421)、カルチャーＲ(424)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　計10台

５階　５階パントリー(555)、客室501～514　　　　　　　　　　　　　　　　　 計15台

６階　６階パントリー(666)、客室601～611　　　　　　　　　　　　　　　　　計12台

※レストラン（373）、２階裏導線（223　壁掛け）、あのつ（421）は現在、電話機は設置していないため、内線専用の電話機（現行の内線電話の同等以上のもの）３台を新設すること。◎４階・５階・６階のお客様用エレベーター付近に内線専用の電話機（現行の内線電話の同等以上のもの）３台（５Ｆ・６Ｆの２台は壁掛け）を新設すること。配線費用も見積りに含めること。

※撤去・処分費も見積りに含めること。

その他

※導入１年以内の通常故障は物品を含め無償にて修理（現状機器である端末電話機は要相談）

５　保守契約について

※見積書は保守契約金額を除く。

※また、別仕様書により保守契約料の見積書を提出すること。（書式自由）

６　参考

※エレベーターの電話回線所有はジャパンエレベーター（㈱）所有で当施設の電話回線とは関係なし。

※セコム機械警備はセコムの携帯通信を使っているため当施設の電話回線とは関係なし。

※赤色の消防通報電話はＦＡＸと同じ059-226-3185のアナログ回線を使用している。

７　落札者の決定

　　提示された見積価格の合計が最も安価な業者を落札業者とします。

以上

　　　　　　　　　　　　　保守契約に係る仕様書（２）

　1.業務　　電話交換設備保守点検業務委託

　2.目的　　電話交換設備、並びにこれら装置に付帯する関連装置について、常時正常な

　　　　　　監視機能を維持するため、保守点検を行うものである。

　3.機器機能の確保

　　　　　　電話交換設備ならびに電話機を技術基準に適合するように点検調整を行う。

4.技術者の資格

　　　　　　保守点検に従事する技術員は、装置点検業務に経験豊富な者とする。

　5.点検対象

　　　　　　a　電話交換機　一式　　　　　ｂ　多機能電話機一式

　6.保守点検基準

　　　　　・点検年２回。

　　　　　 ・本体ならびに付帯装置の点検清掃

　　　　　 ・局線、内線発着信接続試験

　　　　　 ・各種信号確認及び機能試験

　　　　　 ・整流器、蓄電池ならびに架内電源点検

　　　　　 ・各施設ＭＤＦ端子盤、配線状況点検

　　　　　 ・交換機と多機能電話機など該当部品に故障がでた場合は出張費も含め無償修

理とすること。

　7.設備の増設、変更等

　　　　　　本契約に係る設備等を機器及び設備等の増設、移転、改造、撤去、その他の変

　　　　　　更工事に要する費用については本契約に含まないものとする。

8.設備の保守点検

　　　　　　障害発生の連絡を受けた場合、その都度速やかに修理し、運用に支障なきよう

　　　　　　適切な処理を行うものとする。

　9.消耗品等保守対象外費用

　　　　　　・電話設備及びコードレス電話機バッテリー等消耗品については保守費用の

　　　　　　　対象外とする。

　　　　　　・内線用の端末機については、保守費用対象外とする。

　　　　　　・火災、水害、地震、落雷等天災地変及びお客様の故意、過失に起因して生じ

　　　　　　　た障害は保守費用対象外とする。